

令和4年度事業報告書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

特定非営利活動法人えひめ消費者ネット

1. 事業の成果

(1) 検討委員会を11回（メールによるものを含む）開催し、申入れ活動を行いました。その結果、3事業者から消費者の権利を尊重する契約書等の改正がなされました。そのほか現在2件は申入れ継続中である。

①事業者への申入れ

- ・ 令和4年度、申入れの成果として改善がなされた事例 3件

業種	概要
愛媛マラソン実行委員会事務局	令和4年6月3日付けで大会規約の「参加料・手数料等の返金は行わない。主催者は一切責任を負いません」の条項が消費者契約法10条の前段及び後段に該当し、また「応急措置後の処置については責任を負いません。」の条項も消費者契約法第8条第1項第1号及び3号に該当するとして規約の改定を申し入れた。その後6月23日に実行委員会事務局の八百城次長が協議に訪れ今回の大会から申入れに沿って改訂することとなった。その後改訂の内容を確認し12月12日付けで申入れ終了通知を送付した。
株式会社 アメイズ	令和4年8月3日付で宿泊者に対しチェックイン時に「新型コロナ陽性が判明した場合消毒や備品交換の費用を別途請求する」との条件の書面を渡すことは、消費者の義務を加重し、信義則に照らせば消費者の利益を一方的に害するものであり消費者契約法10条に反するものとしてその取りやめを申し入れた。その後8月12日に案内文を「コロナの感染の疑いがあるにもかかわらず」と修正する旨の回答があった。9月14日付でこの修正ではやはり消費者契約法10条に違反しており、文書の取り止めまたは更なる内容変更を申し入れた。その後9月27日回答、11月3日再申入れ、11月11日回答、12月21日再申入れ等を経て12月30日に申しれに沿った内容の案内文に変更するとの回答があり、令和5年2月8日付けで申入れ終了通知を送付した。
株式会社 リンクストア	令和3年12月15日付で参加料を上回るキャンセル料が消費者契約法9条1号の平均的損害を超えるとしてその是正を申し入れた。令和4年1月24日にサービスの信頼性の毀損や参加料の割引やポイントの付与等の金銭的損失から低下を超えるキャンセル料が平均的損害に当たるとの回答があった。その後5月25日付けでこの主張には合理性がなく平均的損害を根拠づけるものではないため再申入れを行った。6月30日付けでキャンセル料そのものは従来の主張通り適法であるが、規約に参加できない事情により他パーティへの振り替え等の対応をするなどの条項を追加する旨の回答があった。その後規約を確認したところさらに追記があり公的書類が困難な場合にはヒアリング等の対応をする規約の追加があるなど一定の改善が見られたため令和4年12月27日付で異端

	申し入れを終了する旨の通知を送付した。
--	---------------------

・ 申入れ・照会中の事例 2件

業種	概要
通信販売事業者	令和4年8月3日付けで他の商品チラシを見て電話した消費者に対し別の高額なサプリメントを勧誘することは、特商法第2条3項、特商法施行令第2条第1項により電話勧誘販売の規制を受けるにもかかわらず法定書面に消費者が電話をかけた場合はクリーニングオフ制度の適用を除外しており、特商法第21条2項に該当するとしてその改定を申し入れた。8月29日に購入の7割はチラシ商品でありサプリメントは3割ということから真の目的が別にあるケースには当たらず、特商法は適用されないとの回答があった。それに対して10月26日付けでチラシ商品の価格に対しサプリメントは高額であり販売実績で判断するのは妥当でなく、本件場合は電話勧誘販売であるとして再度申入れを行った。11月22日付けで回答があり、販売実績、また商品が関連したもとして不意打ち性の低さを主張したが、クレームが多いのも確かであるということからオペレーターに対する周知徹底や解約に対しては原則受けるといった対応をするとの回答があった。現在この商品のチラシ自体が発行されなくなっており、今後の申入れについて検討中である。
写真サービス事業者	令和5年2月8日付けでサービス利用基本規約について一切責任を負わない・いかなる保証も行わない・全ての費用はユーザーの負担とする等の全部免除の条項等消費者契約法第8条1項1号3号・消費者契約法10条に該当し無効であるとしてその改定を申し入れた。

(2) 消費者被害情報収集及び消費生活に関する情報提供・啓発事業

- ①電話相談（月～土曜）は10件、FAX1件、ホームページからの相談1件の計12件の相談があった。
- ②愛媛県から県内各市町の消費者安全確保地域協議会の構成メンバーに対する研修会の実施を受託し、10月～2月にかけて5市町で開催した。
- ③1月から2月にかけて県内東中南予の3地方局主催の消費者フォーラムにおいて、それぞれ担当の弁護士・司法書士が講演を行った。

(3) 消費者団体および関係諸機関とのネットワーク事業

適格消費者団体連絡協議会はコロナウィルス感染拡大のため9月及び3月の2回web会議として開催され、自宅・事務所等で計7名参加し情報収集を行った。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

1) 消費者教育・啓発・支援事業（定款第5条(2)）

①公開講座

実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
4. 4. 23	愛媛県男女共同参画センター	1	12+4 (オンライン)	0

②消費者啓発出前講座

実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
4. 10. 28	久万高原駅やまなみ 会議室	3	22	444
4. 11. 8	宇和島市総合福祉センター ホール	3	21	
4. 11. 11	大洲市役所 会議室	3	26	
4. 12. 5	伊予市役所 大会議室	3	24	
5. 2. 7	松山市役所 大会議室	3	80	

2) 広報・出版・情報収集事業(定款第5条(4))

・会報の発行及びホームページ更新

実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
4. 6 4. 11	事務所(ホームページ更新)	3	多数	39

3) 差止請求関連業務(定款第5条(5))

①検討委員会

実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
4. 5. 23	ZOOMによるWeb会議	12	多数	6
4. 5. 31～ 6. 2	メール	13	多数	
4. 6. 20	ZOOMによるWeb会議	9	多数	
4. 8. 1	ZOOMによるWeb会議	11	多数	
4. 9. 12	ZOOMによるWeb会議	13	多数	
4. 10. 24	ZOOMによるWeb会議	12	多数	
4. 10. 30～ 11. 1	メール	11	多数	
4. 12. 5	ZOOMによるWeb会議	10	多数	
4. 12. 19～ 12. 20	メール	11	多数	
5. 2. 6	ZOOMによるWeb会議	11	多数	

②消費者被害情報収集事業

・電話相談の実施

実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
4. 4. 1 ～ 5. 3. 31	事務所	3	多数	397

③消費者被害情報提供事業

・HPによる情報提供

実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
4. 4. 1～ 5. 3. 31	事務所	3	多数	330

4) その他この法人の目的達成に必要な事業(定款5条(6))

①消費者団体等とのネットワーク事業

実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
4. 9. 3	適格消費者団体連絡協議会(とうほく)	3	多数	0
5. 3. 11	適格消費者団体連絡協議会(いしかわ)	4	多数	

※開催はすべてZOOMによるオンライン開催。

特定非営利活動法人 えひめ消費者ネット

令和4年度 活動計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目		金 額	
I 経常収益			
1.	受取会費		
	正会員受取会費	558,000	
	賛助会員受取会費	44,000	602,000
2.	受取寄付金		
	受取寄付金	196,131	196,131
3.	受取助成金等		
	愛媛県市町村協議会支援事業受託金	439,500	439,500
4.	その他収益		
	受取利息	26	26
	経常収益計		1,237,657
II 経常費用			
1.	事業費		
	(1)人件費		
	人件費	214,030	
	人件費計	214,030	
	(2)その他経費		
	諸謝金	175,500	
	業務委託費	72,600	
	地代家賃	216,000	
	旅費交通費	61,287	
	通信運搬費	24,520	
	消耗品費	88,000	
	印刷製本費	68,030	
	会議費	0	
	その他経費計	705,937	
	事業費計		919,967
2.	管理費		

(1)人件費			
事務局給与	55,860		
人件費計	55,860		
(2)その他経費			
地代家賃	57,000		
光熱費	27,063		
通信運搬費	68,917		
消耗品費	24,260		
印刷製本費	13,620		
会議費	2,020		
雑費	1,180		
事務所備品費	0		
その他	600		
その他経費計	194,660		
管理費計		250,520	
経常費用計			1,170,487
当期正味財産増減額			67,170
前期繰越正味財産額			3,381,575
次期繰越正味財産額			3,448,745

特定非営利活動法人 えひめ消費者ネット

令和4年度 貸借対照表

令和5年 3月 31日現在

(単位:円)

科 目		金 額	
I 資産の部			
1.	流動資産		
	現金預金	3,412,745	
	未収金	0	
	流動資産合計		3,412,745
2.	固定資産		
	敷金	36,000	
	固定資産合計		36,000
	資産合計		3,448,745
II 負債の部			
1.	流動負債		
	流動負債合計		0
2.	固定負債		
	固定負債合計		0
	負債合計		0
III 正味財産の部			
	前期繰越正味財産	3,381,575	
	当期正味財産増減額	67,170	
	正味財産合計		3,448,745
	負債及び正味財産合計		3,448,745

第2号議案

特定非営利活動法人 えひめ消費者ネット

令和4年度 財産目録

令和5年 3月 31日現在

(単位:)

科 目		金 額	
I 資産の部			
1.	流動資産		
	現金預金		
	現金(手許現金)	0	
	普通預金		
	伊予銀行	667,305	
	ゆうちょ銀行	2,729,438	
	愛媛銀行	16,002	
	四国労働金庫	0	
	流動資産合計		3,412,745
2.	固定資産		
	敷金	36,000	
	固定資産合計		36,000
	資産合計		3,448,7
II 負債の部			
1.	流動負債		
	流動負債合計		0
2.	固定負債		
	固定負債合計		0
	負債合計		
	正味財産		3,448,7

令和5年度事業計画書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

1 事業の方針

適格消費者団体として、不当な約款や勧誘行為等を是正する事業を進め、消費者問題に関する情報収集・提供、消費者教育の活動を行い、消費者被害の未然防止に取り組みます。

- (1) 各種消費者トラブルを検討委員会において調査・分析し申入れ活動を行い、不当な約款や不当な勧誘行為等の改善を目指します。
- (2) 前号の事業を遂行するため、法律専門家及び消費生活相談員による消費者被害相談等により情報収集を行います。
- (3) 消費者と事業者の信頼関係構築のため、事業者向けの法律相談を行います。
- (4) 行政機関との連携のもと啓発講座を行い消費者被害の未然防止に取り組みます。
- (5) 適格消費者団体連絡協議会等に参加し、他団体及び関係諸機関との連携を図ります。
- (6) ホームページや会報等により、消費者被害に関する情報提供を行います。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	対象者の範囲・人数	支出額(千円)
1消費者に対する教育・啓発及び支援(5条2項)	・啓発講座の実施	随時	未定	8人	多数	502
2消費者政策に関する提言(5条3項)	・パブリックコメント 他	随時	事務所		多数	0
3各種消費者問題に関する広報・出版・情報収集提供事業(5条4項)	・HP運営 (広報掲載含む)	随時	事務所	3人	多数	40
4差止請求関係事業(5条5項)	・検討委員会の開催	4月～3月	未定	14人	被害者	610
	・差止め請求権を行使する事業	4月～3月	事務所	14人	被害者	
	・情報収集	4月～3月	事務所	2人	相談者	
	・情報提供	随時	事務所	2人	担当者	
5その他事業(5条6項)	・適格消費者団体連絡協議会	9月・3月	オンライン・ハイブリッド等 3月	12人	理事・ 検討委員、 会員	20

特定非営利活動法人 えひめ消費者ネット

令和5年度 活動予算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単

科 目		金 額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	660,000		
賛助会員受取会費	70,000	730,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	100,000	100,000	
3. 受取助成金等			
愛媛県市町村協議会支援事業受託金	500,000	500,000	
4. その他収益			
			1,330,000
経常収益計			
II 経常費用			
1. 事業費			
①消費者に対する教育・啓発及び支援事業			
・消費者教育研究事業	502,000	502,000	
②消費者問題に関する広報・出版・情報収集提供事業			
・HP運営事業	40,000	40,000	
③差止請求関連業務			
・検討委員会	30,000		
・差止訴訟	157,000		
・情報収集(相談業務など)	390,000		
・HPによる情報提供	33,000	610,000	
④その他の事業			
・消費者団体等とのネットワーク事業	20,000	20,000	
		1,172,000	
事業費計			
2. 管理費			
(1)人件費			
事務局給与	56,000		
人件費計		56,000	
(2)その他経費			

地代家賃	57,000		
光熱費	30,000		
通信運搬費	68,000		
消耗品費	25,000		
会議費	5,000		
印刷製本費	15,000		
雑費	2,000		
その他経費計		202,000	
管理費計		258,000	
	経常費用計		1,43
当期正味財産増減額			△ 10
前期繰越正味財産額			3,44
次期繰越正味財産額			3,34